# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新地町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、個人情報の保護及び取扱いに関し契約に含めるなど情報について必要かつ適切な監督を行うこととしている。

## 評価実施機関名

福島県新地町長

### 公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当に関する事務			
②事務の概要	新地町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する支給要件の確認等 番号法の別表に基づいて、新地町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要			
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバ			

#### 2. 特定個人情報ファイル名

1. 児童手当給付ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- 1. 番号法第9条第1項別表 81の項
- 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無 [	実施する	]	<選択版> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
律第 第95 (1)作 ②法令上の根拠 当関 (2)作 命令	十九条第八号に 計。以下「命令」と 情報提供の根拠 第2条の表 第3 孫情報」が含まれ 情報照会の根拠 台2条の表 第1	基づく利用特定値 いう。)第2条のま 欄(情報提供者) る項(42、125、 欄(情報照会者)	おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令 を が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手 141、161の項) が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による 条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

新地町総務課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田3O番地 電話 0244-62-2111 FAX 0244-62-3194

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 新地町保健福祉課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地 電話 0244-62-2931 FAX 0244-62-3194				
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した			
適用した理由				

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[	[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	た提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	Ι	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

7. 特定個人情報の保管・決	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業			I	]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類	は、施錠可能	をなキャ	でドネットでの保管を徹底。	

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・ [ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	児童手当システム端末を起動 策は十分に行われている。	する際、二要素認証の	(静脈認証及びID、PASS)を入力を行っており、対		

#### 変更箇所

変更箇		水田並の知義	本百馀の智齢	4日 LLI DE 198	担山吐物一度多数四
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康福祉課長 荒 智春	健康福祉課長 小野 和彦	事後	変更
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康福祉課長 小野 和彦	健康福祉課長 岡田 健一	事後	変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	②課長 岡田 健一	②課長	事後	修正
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、住民からの児童手当認 定請求等の届出により、中学校卒業までの児 童を監護し、その児童と一定の生計関係にある 父母等に対して、児童手当を支給する。支給要 仲確認等にあたっては、所得要件の確認を行 い、認定される者に対して認定通知書を作成し 通知する。 また、児童手当現況届により、所得要件を確 認し、継続認定の可否を確認する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①児童手当又は特別給付の支給に関する事務	新地町は、児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認②所得情報の照会、定益手当拠出金事務(④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する支給要件の確認等番号法の別表に基づいて、新地町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	法改正に伴う根拠法令、条項 の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項	1. 番号法第9条第1項別表 81の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項 の整理
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [情報提供] 26、30、87 の項 [情報照会] 74、75 の項	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)第2条の表(1)情報提供の根拠命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項)(2)情報服会の根拠命令台2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄事務)に「児童手当工法による児童手当工は特例給付「同注附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(106、107の項)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項 の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	当	健康福祉課	保健福祉課	事前	変更
令和7年4月1日	I 関連情報   8. 特定個人情報ファイルの   取り扱いに関する問合せ  連絡先	健康福祉課	保健福祉課	事前	変更
令和7年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	集計日の更新
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の 根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項	番号法第9条第1項 別表 81の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理